指 名 停 止 措 置 の 概 要

１ 指名停止措置業者名 ：　株式会社橋本建設工業（法人番号8420001012449）
　　業者の住所 ：　青森県むつ市栗山町１２－１０

２ 指名停止措置期間 ：　令和8年10月9日 から 令和9年3月8日 まで（5か月）

３ 指名停止措置の範囲 ：　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

４ 事　実　概　要 ：　上記有資格業者の元代表取締役及び社員は、防衛装備庁下北試験場が発注した一般競争入札において、有利かつ便宜な取り計らいによる見返りのために防衛省職員に対し、接待を行ったとして、令和8年9月29日、青森県警に贈賄の容疑で逮捕された。

５ 指名停止措置理由 ：　上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第1号ア（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○　指名停止措置要領（抄）
　付表第２

措　置　要　件	期　間
（贈賄） １ 次のア、イ又はウに掲げる者が当該発注機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア　有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	４月以上１２月以内
イ　有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、工事請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	３月以上９月以内
ウ　有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	２月以上６月以内